

日本共産党を代表されました高木議員のご質問
にお答えいたします。

初めに、新内閣についてであります。新体制
の下、国民の信頼にこたえる政権運営が行われる
ことを念願いたしております。

なお、年金、医療、介護など、いわゆる社会保
障制度が接続可能な制度となるよう、負担の議論
が、国において、なされておりますが、本市のお
きましても、サービス負担の関係に配慮する中で、
だれもが安心して安全に暮らせる街づくりに鋭意
取り組んでまいりたいと考えております。

次に、核兵器廃絶に向けてであります。

これまで、日本非核宣言自治体協議会をともし
た、核兵器廃絶を求める働きかけや、原水爆禁止
運動福山推進連盟の活動などによる、核武装の廃
絶と恒久平和を求める取り組みを行ってきたとこ
ろであります。今後とも、「非核都市福山宣言」の
趣旨を踏まえ、すべての市民の人権が尊重された、
核兵器のない平和な社会の実現に向け、平和御製
の推進に努めてまいります。

次に、医療・福祉行政についてであります。

まず、介護保険制度についてであります。これまでも、市民ニーズ把握のためのアンケート調査等を実施する中で、低所得者に配慮した保険料や、市民要望等を介護保険事業計画に反映してまいりました。

また、低所得者の利用者負担につきましても、抜本的な対策を講じるよう全国市長会を通じて、国に要望してきたところであります。

次期事業計画の策定におきましても、さらなる利用者のニーズの把握に努め、多様な社会環境の変化に応じた施策の実現に努めてまいります。

なお、介護従事者の労働環境の改善は重要な課題であります。昨年度から介護報酬の3%のプラス改定に加え、介護職員1人当たり月額15,000円の、賃金の引き上げをはじめとする改善施策が講じられているところであります。

次に、施設整備についてであります。

特別養護老人ホームなどの施設・居住軽サービスの整備につきましては、市民の利用ニーズは高いものと認識しているところであり、これまでも、国の示す参酌標準の枠内において、最大限の整備に努めてまいりました。

なお、今後の施設整備につきましては、現在の参酌基準が、国の行政刷新会議等の審議を経て、時期事業計画では撤廃することとされたところで

ございます。

現段階では、財源や制度改正の内容が明らかにされておりませんが、この国の方針を踏まえる中で、介護保険事業の安定運営を基本として、適切な整備に努めてまいります。

次に、認定子ども園についてであります。

認定子ども園は、保育所機能と幼稚園機能を併せ持ち、両施設の有する長所を生かすものとして、制度化されたものであります。

認定子ども園の保育所入所につきましても、制度上、施設との直接の契約となりますが、今回整備する認定子ども園を構成する保育所は認可保育所であります。従いまして、入所要件は本旨が判定をし、施設は、この判定を受け入所を決定することとなります。

次に、保育所保育料につきましても、制度上施設が設定し、徴収することとなりますが、市の定める基準額と同額で運営することを条件に移管し、指導監督をいたしてまいります。

保育所保育料の決定に当たっても施設が、保護者から課税資料の提出を求め、負担能力に応じた保育料を決定する事となりますが、保護者の負担額は、全ての認可保育所と動揺となります。

また、幼稚園の預かり保育などの料金体系も現在のものを継続することとなります。

轄地域への認定子ども園の整備は、就学前施設の適正配置と機能強化を図りつつ、市としての保育の実施責任を確保した当該地域に最も適した整備手法であると考えており、引き続き、着実に取り組んでまいります。

次に、国保税引き上げについてであります。

このたびの改定に当たっては、被保険者の前年度の所得が、約11%減少している状況などから、前年度決算剰余金約6億円を充当し、当初予算編成時における財政調整基金の充当や一般会計からの繰り入れを合わせ、総額で約9億2,000万円の活用を図り、被保険者1人当たり平均保険所要額を、前年度と比較して1,410円引き下げることとし、被保険者負担の軽減に努めたところであります。

また、これまでも、全国市長会などを通じ、国民健康保険制度の維持に向けて、都道府県を被保険者とする広域化を着実に行うとともに、国において被保険者の負担軽減のための十分な財政措置を講じるように要望を行っているところであります。

次に、一部負担金の減免制度につきましては、国において、昨年度実施したモデル事業の結果を踏まえ、本年度中に、統一的な基準を示し、全市町村で運用を開始する予定と伺っております。

次に、資格証明書の交付についてであります。資格証明書の交付にかかわっては、これまで議会で様々なご意見をいただいていたところであります。そうした中で、子どもが安心して医療が受けられる環境を確保する観点から、18歳以下の子どもに対しては、資格証明書を交付しないこととし、さらには、生活保護基準等も参考とする中で

低所得世帯であるすべての法定軽減世帯を適用除外とするなど、交付抑制に努めてきたところであり
ます。

引き続き、交付しないという考えを基本に資格
証明書交付世帯に対する実態調査や納税折衝をき
め細やかに行ってまいります。

次に無料定額診療についてであります。

無料定額診療事業は、生活困窮者に無料または
低額な料金で診療を行う社会福祉事業であり、診
療費用の減免分については事業者の負担になりま
す。

また、無料または低額な料金で診療を受ける患
者数が、全体の患者数の10%以上であることな
ど、様々な要件を備えることが必要なため、市内
において該当の医療機関はありません。

次に、農林行政ついてであります。

口蹄疫問題につきましては、本市は、宮崎県での発生直後から、県と連携し、農家等へ予防対策の徹底と家畜に疑われる症状が現れた場合の迅速な通報について啓発を行っているところであります。

今後とも、県や関係団体との連携を密にし、万全を期してまいります。

食肉センターの在り方についてであります。

検討委員会への諮問にあたって、委員の皆様には食肉センターのあり方について、「ゼロからの検討」をお願いしたところであり、現在、様々な観点から審議が進められているところであります。

次に、芦田圃場整備 風呂地区についてであります。

当事業は2006年（平成18年）6月に県から土地改良事業の施行同意を得て、事業着手しました。

しかし、2009年（平成21年）5月下旬に2名の地権者から営農が困難なため、事業参加事態の申し出があり、他の地権者の方々と協議した結果、これを認める同意が得られたことから、区域面積が減少したものであります。

また、事業費の減については、当初計画では農道として計画しておりましたが、その後、地元より強い要望のある道路改良を効率的効果的に行うことができ、土地改良法上からも、問題がないことから圃場整備事業と一体的に整備することとしたためであります。

この道路整備の用地買収費等に約1300万円、建設費に1億5000万円の事業費を見込んでおります。

なお、農道については整備された圃場への進入を確保するために計画したものであります。

圃場整備の分担金については、「福山市土地改良事業及び治山治水事業分担金徴収条例」等に基づき、総事業費の20%を徴収することとしております。

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、放課後児童クラブ事業拡充についてであります。

本市においては、これまで、71人以上のクラブの規模の適正化に努めてきたところであります。クラブの規模につきましても、希望する児童全員の受け入れを基本にさまざまな角度から研究してまいりたいと考えております。

次に児童館についてであります。

これまで、公民館や市民センターなどの既存の公共施設を多面的に活用する中で、安全な子どもの居場所づくりに取り組んでいるところであり、児童館の設置については考えておりません。

次に特別支援教育についてであります。

本市の特別支援学級の在籍児童生徒数は、この10年で、2・1倍に増加しております。

通常学級に在籍する特別支援の必要な児童生徒の割合は、昨年度調査で、5.0%となっております。

特別支援学級の教職員定数増につきましては、引き続き国に対し、その改善を求めてまいります。

なお、本市の特別支援学級では、学級担任の他に、在籍数や障害の程度を勘案して介助員を配置し、複数指導の体制を整えてまいります。

次に小人数学級について、であります。

現在、中央教育審議会において学級定数を35人程度に引き下げることなどの検討が行われており、7月中に提言を取りまとめるとされています。

その提言を受けた国・県の対応を踏まえ、小人数学級の実施について改めて検討してまいります。

まず、幹線道路建設についてであります。

騒音の環境基準につきましては、環境基本法にもとづいて定められた基準値であり、その見直しについては、必要に応じて、国により判断されるべきものと考えております。

なお、赤坂バイパスの騒音測定につきましては、国により適切に実施されているものと考えております。

次に、二酸化窒素の環境基準についてであります。

本市の二酸化窒素の濃度は、1977年（昭和52年）以降長期的に見れば緩やかな改善傾向であり、環境基準を十分満足した状況であります。

今後とも、発生源に対し規制基準の遵守等指導してまいります。

次に、東桜町市街地再開発事業についてであります。

再開発ビルのテナントの確保につきましては、現在、再開発会社において、鋭意取り組んでおり、秋ごろを目途に決定すると伺っております。

貸し付け資金につきましては、再開発会社から申し出があり、本市といたしましては、中心市街地の活性化等の促進を図るため、「都市開発資金の貸付に関する法律」に規定された国の制度を活用し、国と市が強調して資金の貸付を行っているものであります。

以上

次に、伏見町地区市街地再開発事業についてであります。

本市といたしましては、まず、準備組合において将来にわたって自立的運営が可能となる事業計画を策定されるものと考えております。

なお、保留床の買取りの申し出は、うけておりません。

以上

次に、鞆町のまちづくりについてであります。

このたびの町並み保存に関する補完調査は、最近の重伝建選定で重要視されている町並みの特性を、より明らかにすることを目的に、1997、98年度（平成9、10年度）に実施したのと同じ範囲を対象に行うものであります。

鞆皿山釜跡につきましても、昨年9月に、地元の団体から発掘調査をしたい旨の届出があり、本年4月2日付で、現地での調査が終了した旨の報告を受けており、現在、調査報告書の提出を待っているところです。

今後、その内容を精査していくことになるものと考えております。

次に、埋立架橋計画についてであります。

現在、県が進めている「住民協議会」については、「一旦立ち止まって、合意形成のプロセスを大事にしたい」という知事の思いを踏まえたものであると認識しており、本市としても、協議会が円滑に進行するよう可能な協力は行っているところであります。

一方、大半の鞆地区住民の方々は、これまで費やされてきた長い年月を思い浮かべながら、「住民協議会は早期に結論が得られるよう、スピード感を持って進めてもらいたい。また、裁判についても早く進めてもらいたい」という思いを持っておられます。

本市では、これまでもこうした地元の思いを住民協議会や控訴審の主体である県に対して、適宜伝えてきているところであります。

いずれにしても、「国民的財産」と評価される鞆の再生・活性化は待ったなしの状況であり、県におかれては、責任持って早期に適切な判断を導き出されるよう切望するものであります。

以上

次に、神辺地区まちおづくり計画についてであります。

地区計画については、自治会や地権者等を対象として、幾度となく説明会や相談会を開催し、その中で伺った意見を踏まえて案を作成し、概ねの賛同が得られたところであります。

次に、「川南地区まちづくりに係る事業説明会」についてであります。

説明会においては、「川南をこのまま放置しておくことは出来ない。」等、多くの方々から事業推進を求める賛同の意見を頂いたものであります。

次に、土地区画整理事業についてであります。

これまで「事業を推進する会」と緊密な連携を図る中で事業説明会を行い、「事業を推進する会」が本年3月末で取りまとめた結果、「約7割の方々」が事業への理解を示されている」との報告を受けております。

川南地区においては、土地区画整理事業の手法により、面整備を進めることとしておりましたが、合意形成が図れず、事業に着手できない状態が続き、スプロール化が進行していたことから、地域の特性を生かした地区計画等の手法も取り入れながら、地区全体の生活環境を早期に改善する必要があると考えております。

次に、減歩率や精算金につきましては、現段階

では、これらの算定方法や手順を説明しており、個々の具体については、事業の各段階において決まるものであり、それぞれの段階において詳細に説明してまいります。

なお、現在、進めております川南地区の3手法の事業は、時代の変遷に即した住民の要望を組み入れながら、事業化を推進しているものであり、改めて、「まちづくりアンケート」を行う必要はないものと考えております。

以上

次に、ため池管理についてであります。

今回の事故の箇所については、地元調整が出来ておらず、ガードレール設置に至らなかったものであります。

その後、地元調整が整ったことから、約 85 メートルのガードレールを設置したところであります。

また、5 月末までに、市道に接するため池の実態調査を実施したところであり、今後も自治会等と連携を図りながら、緊急度の高いところから順次計画的に整備してまいります。

以上

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。

住宅改修につきましては、既存の公的資金の融資並びに助成制度などの活用が可能であり、新たな市の助成制度を創設することは考えておりません。

次に、小規模事業者登録制度についてであります。

本市が発注する建設工事については、地元企業育成の観点から、福山市建設工事等競争入札参加資格を有する市内の建設業者に発注することを基本といたしております。

小規模な修繕工事といえども、適正な履行の確保を図る必要があることから、資格を有しない者への発注については、慎重に対応すべきであると考えております。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

本市におきましては、人権施策を総合的・計画的に推進していくため、「福山市人権施策基本方針」を策定し、あらゆる人権課題の解決をめざしてとりくんでいるところであります。

同和問題につきましては、インターネット上の差別記載や、戸籍謄本等の不正取得事件などにも見られる人権侵害事象が、今日なお存在しており、課題解決に向けて取り組んでいるものであります。

今後とも、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、諸施策を推進してまいります。

以上